

移動等円滑化取組報告書（航空旅客ターミナル施設）

（令和6年度）

住 所 熊本県上益城郡益城町大字小谷1802-2

事 業 者 名 熊本国際空港株式会社

代 表 者 名 代表取締役社長 山川 秀明
（役職名および氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空旅客ターミナル施設	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
増築中のコンコース・固定橋・PBB	2023年3月に共用開始した熊本空港旅客ターミナルビル（1期工事エリア）は移動等円滑化基準に適合している。現在、2期工事として増築工事中であるコンコース・固定橋・PBBについても移動等円滑化基準に適合した施設整備を行う。	増築したコンコース・固定橋・PBBについても移動等円滑化基準に適合した施設整備を実施した。

② 航空旅客ターミナル施設を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
利用者ニーズの把握	熊本空港旅客ターミナルビルは移動等円滑化基準に適合している。今後も更なる利便性や安全性の向上に資する対策の必要性検討に向けて、館内投函箱やコールセンター等に寄せられたお客様の声（ニーズ）の把握を行う。	お客様の声の把握に努め、対策の必要性を検討した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
カームダウン・クールダウンスペースの周知	発達障害、知的障害、精神障害などの障害をお持ちの方が、外部の音や視線を遮断し気持ちを落ち着かせてパニックを防ぐためのスペースを設置しており、その周知に努める。	ホームページにて情報提供を行った。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページ等での情報提供等	ホームページ内に「お身体の不自由な方へ」の専用ページを作成して常時情報提供を行うとともに引き続き案内所にて車椅子の無料貸し出しを行っていく。また、デジタルサイネージ等の充実を図り2次交通への円滑な移動を促していく。	ホームページにて情報提供を行った。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
社員の意識向上	高齢者や障害者に関する情報の共有を行い、社員の意識の向上を図っていく。	ハザード確認合同パトロールを行った。（利用する側の立場で段差、死角等の確認、標識の見えにくさ、リスク等を実際に現地で確認、評価を実施）

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての航空旅客ターミナル施設の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページ等での情報提供	ホームページ内で館内設備についての情報発信（適宜更新）を行うとともに館内のデジタルサイネージ等も活用できるようにしていく。	ホームページにて情報提供を行った。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

館内投函箱やコールセンター等に寄せられたお客様の声を関連部署で共有し、問題点を把握し改善に向けて取組んだ。

(3) 報告書の公表方法

ホームページにて公表する。

(4) その他

Ⅱ 航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化の達成状況(航空旅客ターミナル施設ごとに記入)

(令和7年3月31日現在)

航空旅客ターミナル施設の名称	所在都道府県 市町村	一日当たりの 利用者数	公共交通移動等 円滑化基準省令 適合の有無	段差への対応	搭乗ゲートの数	視覚障害者 誘導用ブロックの 設置の有無	案内設備の 設置の有無	障害者対応型 便所の設置の 有無
熊本空港旅客ターミナルビル	熊本県 益城町	人 10,110	○	○	総数 11 旅客搭乗橋 設置数 (11)	○	○	○
					総数 旅客搭乗橋 設置数			
					総数 旅客搭乗橋 設置数			
(合 計) 計 1 ターミナル			1	1	総数 11 旅客搭乗橋 設置数 (11)	1	1	1

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第13号様式)

- 注 1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 搭乗ゲートの数の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に設置されている搭乗ゲートの総数を記入し、同欄の括弧内には、旅客搭乗橋が設置された搭乗ゲートの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
4. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に便所が設置されていない場合に―印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
7. 皿については、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。